

世界貿易ガバナンスの変遷と日本の TPP 参加

奥 和 義

はじめに

1. 第2次世界大戦前の世界貿易ガバナンス
2. 第2次世界大戦後の世界貿易ガバナンス
3. GATT から WTO へ
4. FTA、EPA の急増と世界貿易ガバナンスの将来

はじめに

日本の TPP 参加問題が国内で脚光を浴びている。2012年12月16日投票の衆議院選挙では、野田佳彦首相（当時）が、衆議院解散時点では強いリーダーシップの誇示という政治的パフォーマンスのために TPP 参加を推進すると言明し、政治的に重要な論争点として取りあげようとしたが、途中からトーンダウンがいちじるしく、結局竜頭蛇尾に終わってしまった。このような政治的パフォーマンスに踊らされることなく、TPP 参加が日本経済にとってどのような意味があるのかを考察することが重要である。このために、すでに筆者は、奥和義 [2011a]、[2011b] によって、TPP 参加についての経済的試算、参加の賛成反対の主要論点について考察を加え、TPP 参加問題を古典的な自由保護貿易政策論争と対比することを行った。そこでは、TPP 参加によって GDP に一定のプラスの経済効果が期待できるが、比較劣位産業、とくに農業分野は壊滅的なダメージを受けることが予想されること、賛成反対の論議はかつての自由保護貿易政策論争がもっていた国民国家の経済発展段階に関する認識や国民的生産力

の増強、経済厚生を増大といった視点を欠落させていることなどを指摘した。

本稿では、世界貿易のガバナンスを歴史的に振りかえることから、TPP参加問題がどのような意味を持っているのかを検討する。TPPは地域貿易協定の一つであるが、それが世界貿易全体のガバナンス問題にどのように関係しているかを、世界貿易ガバナンスを歴史的に考察することによって行いたい¹⁾。

1. 第2次世界大戦前の世界貿易のガバナンス

世界貿易のガバナンスを歴史的に考える最初として、イギリスの工業化が完成した時期から始めることは、資本主義システムが工業化によってその世界的広がりを持ち、それまでとは異なる利潤の生産・蓄積システムを樹立したことなどを考慮に入れるならば、意味あることであろう²⁾。

18世紀後期にイギリスにおいて世界ではじめて工業化が進行し、それが他国に波及していくと世界経済はそれ以前とは比べものにならないほど緊密に結びつけられた。工業化が進行した国は大量の工業製品を輸出し、その生産のために大量の原材料を輸入する。結果的に、工業化されなかった国は農業国あるいは原材料輸出国として経済構造が再編成されていく。特産品を貿易していた時期から、大量の工業製品とその生産に必要な大量の原材料が貿易によって取引される時代に入ったのである³⁾。

商品が大量に国際取引されるために、貿易自由化は不可欠であった。この時期の貿易自由化は、さまざまな歴史的な事情の積み上げによって行われた。まずイギリスが、1820年代以降、連続して関税を引き下げ、また1846年には穀物法を廃止し、さらに1854年に航海条例を廃止するなどして、貿易自由化を行っていったことである。次にイギリスは、当時世界最大の植民地支配国であったが、本国と植民地との間で自由貿易を強制したり、あるいは中国・日本といったアジア諸国に対して不平等条約を結んで自由貿易を強制していくということを行っていった。さらに1860年の英仏自由通商条約に見られるように、欧州諸

国間で自由貿易主義的条約（無条件最恵国待遇：現在および将来にわたって通商上もっとも有利な条件を無条件に与えること）を結び、欧州内で貿易ネットワークを形成していった。最後にイギリスは、ロンドンを中心にして国際金本位制度を完成させ、国際金融システムを作り上げた。これによって世界で為替の自由化、固定相場制度が実現されることになり、貿易代金の決済制度が安定的に運営できることになって商品移動が促進されたのである。

すなわち、世界貿易のガバナンスは、イギリスの覇権を前提とした強制された自由貿易、ヨーロッパ諸国との自由通商条約による「無条件最恵国待遇」原則の拡大、イギリス中心の国際金本位制度の確立がその構成要素であり、必ずしも統一的な国際協定や国際機関によるものではなかった。もちろんイギリスが工業生産力において世界第1位の国であり、工業製品の販路を世界中に求める必要があったこと、そのために安価な原材料を世界中から調達する必要があったことという経済的背景を抜きにしてイギリスが自由貿易体制を創出するのに熱心であったことは語れない。

またイギリスの工業化の完成とともに世界貿易のネットワークが成立したこともよく知られている。それは、イギリスの海外投資が累積して19世紀末に年平均1億ポンドの収益をもたらすようになり（貿易外収支の巨大黒字の継続）、イギリスが国内市場開放による入超を続けること（貿易収支赤字の継続）を可能にした⁴⁾。イギリスは、海外投資によって投資先地域を経済開発するとともに、地域の生活必需品を供給するように自国の輸出産業を適応させてきた。アメリカやヨーロッパは工業化の進展とともに1次産品輸入国に転化せざるをえなかったため、これら諸国はイギリスに対する製造品輸出によって1次産品の代金を支払う努力を払ってきたが、資本面で債権・債務関係にない第三国（ここではアメリカやヨーロッパ）が、自らの貿易経路を債務国から債権国への元利支払いの経路として提供していたのである。このように、イギリスの資本輸出は貿易の潤滑油として、低開発地域開発の資本として、商品移動と結びついた資本移動として機能したのであった。これによって、イギリス以外の国もイ

ギリスによる世界貿易のガバナンスに組み入れられるメリット（貿易の拡大による経済成長）を享受できたのである⁵⁾。

19世紀の世界貿易ガバナンスは、成立と同時にいくつかの問題点を内包していた。まずイギリスの覇権を前提としたものであったために、イギリスの経済力の停滞はガバナンスの低下に直結した。さらにこのシステムは、植民地・半植民地の存在を前提になりたっていたから、先進工業国と植民地国・半植民地国との間の経済的格差が縮小することはなかった。さらに、国際収支不均衡の調整は、基本的に債務国ないし国際収支赤字国がその負担を負うものとなっており、国際的な所得の再分配機能を持っていなかったのである。このような問題点は、第一次世界大戦後の1920年代に表面化する。1920年代に世界経済は第一次世界大戦後の経済的復興がある程度なされた相対的安定期と考えられたが、不安定な要素を内に抱え込んでいた。「債権国」（主に戦勝国）から「債務国」（主に敗戦国）への資金還流が最大の問題であった。世界経済の資金還流がうまくいかないことは世界貿易を停滞させることになり、結果的に1930年代のブロック経済化と世界経済の解体につながった。すなわちイギリス、フランス、アメリカ、日本など資本主義列強を中心とした強固な保護主義に基づくブロック経済化に行き着いたのであった。「第二次世界大戦の主要原因の1つとして自由貿易体制の崩壊を認めた人々にとって、それは二度と繰り返されてはならないものだった」⁶⁾。いわば、国際協定や国際機関の存在しない世界貿易のガバナンスは、それを成立させていた覇権国の衰退とともに、内在していた問題点が表面化し、それが瓦解した。

2. 第2次世界大戦後の世界貿易ガバナンス

現在の世界貿易ガバナンスを中心にある WTO 設立以前の世界貿易のルールをになってきたのが、1948年の1月1日に発足したGATT（関税及び貿易に関する一般的協定：General Agreement on Tariffs and Trade.以下ではGATTと

略する）である。第2次世界大戦後の世界経済は、アメリカによって主導された国際秩序によってその枠組みが形成されていたために、しばしば「パクス・アメリカーナ」と称される。それは、戦後の世界経済における圧倒的なアメリカの経済上の優位性から生じていた。アメリカは、資本主義の盟主として第2次大戦後の世界資本主義体制の統一性を回復する必要性にせまられていた。しかも社会主義圏の台頭、冷戦の緊張下では、前述したパクス・ブリタニカ期におけるイギリスのように時間をかけて世界貿易のガバナンスを確立するという余裕はなかった。さらに、主要資本主義国のうちドイツ、日本は敗戦で、フランス、イギリスなどの戦勝国は戦争により疲弊していた中、イギリスは1930年代以来のブロック経済を堅持していた。資本主義世界経済の中心に位置しようとするアメリカにとって最大の障害が、「スターリング地域」という世界最大のブロック経済地域を有していたイギリスであり、アメリカは国際経済機関の創設にイギリスを巻き込むことで、同地域の解体することができたわけである。つまり、IMF・GATT体制の形成は、アメリカとイギリスの角逐、そして前者の勝利になる⁷⁾。

ここで注意しておかなければならないことは、第1次世界大戦前のイギリスを中心とした世界貿易のガバナンスと同様に、第2次世界大戦後のアメリカを中心にしたいくつかの制度構築による世界貿易ガバナンスの確立は、資本主義国アメリカの利害と密接に関係していた。世界貿易のガバナンスは、その時期の覇権国の利害と切り離されて存在するものでなく、密接に結びついているのである。すなわち、自由貿易と言っても、純粋理論家たちが言うようなモデルの世界が現実に展開するのではなく、覇権国が自国の利益の最大化をめざす過程で、さまざまな国の利害調整がはかられ現実の制度が構築され、世界貿易のガバナンスも実現されるのである。これは、TPPを考える上でも重要なポイントの1つである。

さて、アメリカは当初、各国の雇用政策、経済発展政策をも調整するITO (International Trade Organization: 国際貿易機構) という大規模な国際経済機

構を構想していた。しかし、このITO憲章は1948年に53カ国が調印したが、アメリカを含む大部分の国で批准されなかった。このために、この憲章の発効までの暫定協定として、同憲章のうち通商政策に関する部分について1947年に締結され1948年に発効したのがGATTである。GATTの基本精神は、自由・無差別・互惠・多角主義であり、これをGATT原則と呼んでいる⁸⁾。この自由・無差別・互惠・多角主義という自由貿易に関わる原則は、GATTからWTOへと引き継がれている原則でもある。GATTの多国間交渉という性格と「最恵国待遇」原則が、世界全体の関税率引き下げを促進したことは間違いない⁹⁾。

しかし、GATTは、それぞれの国（とくに設立当初はアメリカとヨーロッパ）の国内事情に配慮せざるをえないために、多くの例外規定を内包することになった。その代表が農業である。19世紀末より「農業問題」が世界経済で表面化しつつあった。とくに1929年の世界大恐慌以降、農産物の過剰生産による農業不況は問題を一層深刻化させ、先進工業国は農産物の生産制限・輸入制限などの政策を行った。農業分野は、自由貿易原則を適用することが困難とみなされ、アメリカでも、農産物のウェーバー（自由化義務免除）を取得していた。

さらに、自由貿易地域、関税同盟などは、すなわち近年広がりを見せたFTA・EPAなども、GATTの無差別原則に違反するものであったが、協定上は新たな貿易制限措置を付け加えないなどの条件のもとにこれを認めるということになった¹⁰⁾。

また発展途上国が戦後の国際政治の舞台に重要なプレイヤーとして登場するようになると、自由貿易の原則をそのまま適用できないという主張が強まり、他方で先進資本主義国は社会主義国との関係において途上国をいかに戦後世界資本主義体制に取り込むか、すなわちGATT体制に取り込むかに配慮せざるを得ず、無差別、相互主義の原則を無条件に途上国に適用することは難しくなった。冷戦という国際的政治的対立が、資本主義システムに途上国を取り込むために、ルールを拡大解釈させたのである。しかし結果的に、資本主義圏内では、図1に示されるように実行関税率が継続的に低下し、世界貿易は順調に拡大を

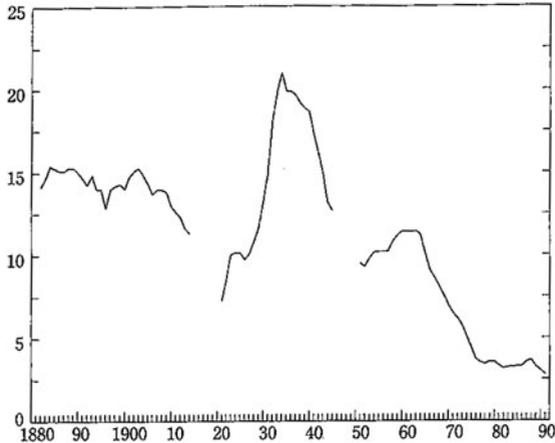


図1 世界の実行関税率の変化

(原注) 実効関税率は、輸入総額に対する税関収入の比率により算定。データはベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、米国についてのGDP加重平均。

(出所) IMF [1997]、p. 112.

続けたのであった。

このようにGATTは問題点を内包したまま、当初の予定に反して長期的なシステムとして機能した。しかし、1980年代後半～1990年代にかけて生じたサービス貿易の急速な拡大、社会主義体制の崩壊、地域主義の台頭、新興工業国の台頭といった新しい世界経済の現象が、それまで機能してきたGATTを変質させていくことになる。一連の世界経済の構造変動が、GATTに強い影響を与え、それは、ウルグアイ・ラウンドをアメリカ主導で開始させることになる。各国の利害関係の対立もあって、ウルグアイ・ラウンドはそれまでにない長期間の交渉となり、交渉決裂の危機にも直面したが、最終的にWTOに結実した。

3. GATT から WTO へ

WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関) は、GATT のウルグアイ・ラウンドの最終合意文章に署名した各国政府の合意を受けて正式に発足した「国際機関」である。WTO は、世界貿易の自由化を進めるための枠組みを構築することを目的として、ウルグアイ・ラウンドで合意した協定を参加各国が遵守するように監視する役割を担うほかに、モノの貿易だけでなく、サービスや知的所有権などを含めた世界の貿易を統括する機能を持っている¹¹⁾。

ウルグアイ・ラウンドは、1986年9月にウルグアイのプンタ・デル・エステで行われたGATT 閣僚会議において、新ラウンド開始のための閣僚宣言が採択されたことに始まる。そもそも開始の必要性が最初に唱えられたのは、GATT 東京ラウンド調印後すぐの1982年11月のガット閣僚会議においてであり、それを主導したのはアメリカであった。

アメリカの通商政策は政府と議会の対抗関係の産物であり、第2次世界大戦直後にアメリカが絶対的優位を誇っていた時期は、政府も議会の保護主義を強く感じることは少なかった。アメリカの優位性が崩れるにつれて、政府は自由貿易政策を維持することが困難な状況になってきたのである。1970年代以後、政府と議会は緊張関係を増しGATT 交渉にもそれが反映されてくる¹²⁾。アメリカ政府は議会対策、国内政治のために対外通商政策において新たな成果を求められていた。さらに1980年代前半のレーガノミックスによる高金利・ドル高は、アメリカ産業の国際競争力をより悪化させ、貿易収支赤字を累積させることになった。その結果、アメリカの議会は保護主義への傾斜を以前より強めることになった。いわゆる「スーパー301条」、「スペシャル301条」がその代表である¹³⁾。

1980年代の経済的・政治的状況のもとで、アメリカ政府は、アメリカ経済にとってマイナス面が目だつようになったGATT を改革し、アメリカ産業の国際競争力回復にとってプラスとなり、アメリカ国民に利益をもたらすと言える世

世界貿易システムを提示することが緊急の課題になった。アメリカ政府が取り上げようとしたのは以下のような諸問題である。アメリカがもっとも強い競争力をもっているサービス貿易の分野のルールづくりを行うこと（自由貿易のルールが確立されればアメリカが最大の利益を受ける。しかもサービス貿易は世界貿易に占める割合が上昇しているから、そのルールづくりを求めることは合理的な理由がある）、多国籍企業の自由な活動を妨げる貿易関連投資措置（Trade-Related Investment Measures：TRIM）を改革し、多国籍企業の自由な活動を保障すること、知的財産権に関する国際制度（Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights：TRIPS）を確立させ、アメリカの知的所有権を守ること（それはサービス貿易と同様、アメリカにとって利益を最大限に享受できる）、さらに、ECの巨額の輸出補助金によって損害をうけているアメリカ農業を守ること（これまで「聖域」とされてきた農業分野をGATT交渉の狙上に乗せること）、世界各国の非関税障壁を取り除くこと、そしてこれらの「改善」を世界各国に法的に強制できるようにするためのGATT機能を強化することであった。

このように、覇権国アメリカによる新しい世界貿易ガバナンスの構築要請は、アメリカの諸産業の利害の反映であると同時に、アメリカ政府と議会の対抗関係の所産でもあった。日本政府は、アメリカの要求するラウンドがそのまま実現されれば、日本の農村部が大打撃を受けるのは必至で政治的不安定性を導く可能性が強くと認識していた。しかし、日本政府はアメリカの提案に早期に賛同した。日本政府は対アメリカ、対ECから通商交渉の圧力を強く受けており、これを排除するためにGATTという多国間交渉の場に問題を持ちこもうとしたわけである。二国間交渉か多国間交渉かという選択に際して、日本政府にとってより有利な条件をえる可能性の高い方法は、多国間交渉・GATT体制の存続であると判断されたわけである。加えて、サービス貿易、貿易関連投資措置の改革といった新分野の交渉が、1980年代に入って国際的活動を急速に拡大し始めた日本の多国籍企業や多国籍銀行の行動の自由を確保することになる

点も重要である。

ECは、農業問題とEC内部の統一性確保の問題を抱えていたからラウンドの開始に難色を示していた。ECでは、共通農業政策（Common Agricultural Policy、以下CAPと略す）を1967年から実施しており、農産物の生産・輸出・輸入のすべてに関わる強力な保護政策を実施していた。ウルグアイ・ラウンドに参加することは、CAPの改革につながり、改革はEC加盟国間の対立を顕在化させることになる。さらにEC加盟国内で世界戦略についての合意形成が必ずしも成立していなかったという問題も重要である。アメリカ、日本に対して産業競争力の点で劣位に立たされているとの認識はEC内にあったけれども、それに対する対抗政策が必ずしも一致していなかった。世界を横断する企業グループ間の競争を軸と考えてアメリカ企業、日本企業と連携するのか、EC内の企業が連合することによってEC市場を確保し、アメリカ企業、日本企業に対抗していくのか、どちらの政策をとっていくかについて政府間で不一致が存在していたのである。こうしたウルグアイ・ラウンドの開始に反対する強い要素があったにもかかわらず、ECが最終的に新ラウンドを受け入れたのは、アメリカの保護主義への傾斜であった。EC加盟国にとってアメリカは最大の市場であり、その市場が保護主義をとることは脅威であったからである。

ウルグアイ・ラウンド開始にあたってもう1つの重要なプレーヤーは発展途上国である。従来、発展途上国にとってGATTは自己の要求を実現する場所ではなかったが、1980年代の発展途上国の二分化現象（高い経済成長率と良好な経済パフォーマンスを示したアジアNIES、東南アジア諸国と、低成長と累積債務に悩むラテン・アメリカ、サハラ砂漠よりも南のアフリカ諸国とへの二分化）が、1970年代のNIEO（New International Economic Order：新国際経済秩序）の要求の衰退をもたらし、発展途上国はしだいにGATT体制に組み入れられていく。この発展途上国の二分化現象およびその多様性は、アメリカの提案したウルグアイ・ラウンド交渉に対してスタンスの差を生む。新分野のサービス貿易、貿易関連投資措置、知的所有権問題などの交渉については、韓国、

ASEAN 諸国など賛成派とブラジル、インドなど反対派に分裂した。他方、発展途上国は既存のガットが包含している分野について共通の利害ももっていた。先進国市場の自由化度を進展させることである。この点では発展途上諸国の利害は他の先進工業国の市場開放を求めるアメリカと一致していた。

世界各国は利害対立をはらみながらも、1986年9月に新ラウンド交渉を開始した。アメリカ政府が議会の保護主義を切札にしなが、先進工業諸国、発展途上国を交渉のテーブルにつかせたのである¹⁴⁾。

ウルグアイ・ラウンドは、組織体制、サービス分野や知的財産権などの新分野、農業問題といった多くの点で難航をきわめた。ラウンドは、当初の交渉期限であった1990年中に合意できず、1991年末に出されたGATT事務局長案をたたき台に、ようやく1993年12月に合意された。これほど長期にわたったラウンドは初めてであった。開始から7年余りたった1994年4月にモロッコのマラケシュで合意案の調印にいたった。ラウンドの成果は、「世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を設立するマラケシュ協定」としてまとめられ、多角的貿易交渉の枠組みとなる正式な国際機関の設立が合意されたことであった。「マラケシュ協定」は、WTOの組織、加盟、意思決定などに関する一般的条項からなる本体と、モノ、サービス、知的所有権。そして紛争解決手続きなどに関しての実体規定部分が盛り込まれた膨大な付属書によって構成されている（図2を参照）。

WTOは目的と目的達成の方法は、諸協定の本体である「WTO設立に関するマラケシュ協定」の前文に述べられている。WTOの目的は、基本的にガットの原則と目的を踏襲しながら、サービス貿易が適用対象として追加され、貿易と環境について配慮しながら途上国の経済発展のために努力することであるとされたのである。このような目的は、「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結すること」、簡単にいえば自由化によって達成されるとみられている。例えば、環境問題についてはWTO内に「貿易と環境に関する委員会」を設けて

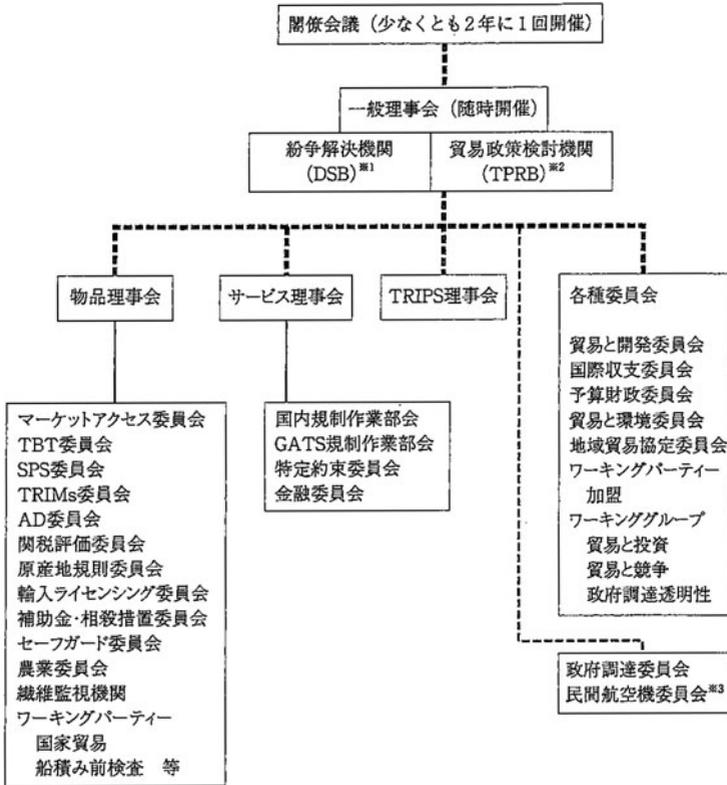


図2 WTOの機構

※1 Dispute Settlement Body

※2 Trade Policy Review Body

※3 国際酪農品理事会及び国際牛肉理事会は、1997年末に国際酪農品協定及び国際牛肉協定が失効したことに伴い、消滅した。

(出所) 経済産業省通商政策局編 [2011]『不公正貿易報告書』[2011年度]、207ページ。

検討し、途上国の経済発展に対する配慮としては「貿易及び開発に関する委員会」を設置したほか、各協定で自由化に一定期間を猶予すること、後発途上国に対する自由化義務の免除などがうたわれている。

WTOではGATTにはなかったいくつかの特徴がある。まず重要な特徴は、「WTO設立に関するマラケシュ協定」の「附属書 (Annex) 1 A」から「附属

書（Annex 3）までに含まれる17の協定は設立協定と不可分一体のものとして扱われ、WTO協定を受諾する際には一括受諾（シングル・アンダーテイキング）の義務が設けられた。そのために、締約国は国際的に同じ義務と行使できる権利を有することになった。自国に都合のよい「つまみ食い」は許されないことになったのである¹⁵⁾。

さらに、GATTからWTOへの変化の中で注目すべきことは、紛争手続きの整備である。WTOにおいて加盟国間の紛争解決に当たるのは、「紛争解決機関」（Dispute Settlement Body：DSB）であり、紛争手続きを規律するルールは「紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解」（Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes：DSU）であり、WTO協定の附属書（Annex）2がこれに該当する。WTOへの紛争の案件の持ち込みは活発化した。

また、GATT時代には締約国間のコンセンサスがないとパネル報告は採択されなかったが、WTOでは、「逆コンセンサス方式」によってパネル報告の採択は行われる。すなわち、全員一致で反対しないかぎり、報告が採択されるという方法に変化したのである。これは国際組織としてはきわめてまれなケースであり、WTOが強力な紛争処理能力を持っていることを意味している。GATTではコンセンサス方式を採っていたので、紛争処理にあたっては、結局、当事者間の交渉にゆだねられ、紛争が長期化、解決困難化していったのと対照的である。このようにWTOは、貿易に関する紛争処理と保護主義の勃興を監視する機能を有する機関として成立したのであった¹⁶⁾。

WTOは、このように自由貿易を促進する上で以前のGATTと異なるいくつもの優れた内容を含んでいた。しかし、WTOは世界各国の対外交渉の産物であったがゆえに、すべての問題点を解決してできあがったものではなく、交渉で未決着の問題点が多く引き継がれることになった。農業、非農産品市場アクセス、アンチ・ダンピング、貿易円滑化、投資、競争、政府調達、透明性、環境、途上国問題などである。このような分野の交渉は、WTOの発足直後から

議論されることになる。

WTO 設立協定第4条においては、閣僚会議が少なくとも2年に1回開催される旨を規定している。WTO 発足後から閣僚会議が何度か開かれ、このような新しい交渉課題を取り扱うためのラウンドが要請されてきたが、ようやく、2001年11月の第4回ドーハ閣僚会議において新ラウンドの立ち上げが宣言された。

このような課題について、2002年1月の貿易交渉委員会で新ラウンドがスタートし、2003年9月の第5回カンクン閣僚会議においてラウンド合意に向けた土台となる主要事項について合意を得ることを目指した。しかし、多くの分野において加盟国間、とくに先進国と発展途上国の間の対立を解消することができず、交渉が決裂した状態が続いた。その後、何度も粘り強い交渉努力が行われたが、交渉が合意に達しないという事態が続いたのである。

2005年12月に香港で第6回 WTO 閣僚会議が開催された。この会議は、とくに途上国に対する開発支援政策に合意して、交渉の進展に大きな弾みをつけた。この閣僚会議は交渉の進展を期待させるものとなったが、合意をはたすことはできなかった。その後もラミー WTO 事務局長の調整はつづいたが、結果的には、2011年12月17日、WTO 閣僚会議は、近い将来におけるすべての交渉分野での一括合意を断念する議長声明を発表し閉幕した。

4. FTA、EPA の急増と世界貿易ガバナンスの将来

WTO 成立と並行して、とくに1990年代以降、先進国、途上国を問わず地域統合は増加・拡大の一途をたどっている。2009年で、EU においては、EU 加盟国内の域内取引が輸出67%、輸入65%となっている。NAFTA (北米自由貿易協定) はそれぞれ48%、33%、ASEAN はそれぞれ25%、25%などとなっている。GATT 第24条に基づく地域貿易協定は、域外に対して障壁を高めないことや、域内での障壁を実質上すべての貿易で撤廃することなどの一定の要件を満たすことを条件に、「最恵国待遇の原則」の例外として認めている¹⁷⁾。

近年、FTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）・EPA（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）の件数は急増しており、1990年に27件に過ぎなかったが、2010年7月末現在で474件に上っている¹⁸⁾。WTOに通報されていないFTA・EPAも多いといわれている。WTOにおける多国間交渉とFTA・EPAにおける二国間交渉は、相互に補完し合うと期待されて、最恵国待遇原則の例外として認められたものであったが、現在のようにWTO交渉が難航した場合、多くの国は交渉がより締結しやすいFTA・EPA交渉に中心を通商交渉を行うようになってきた。

WTOシアトル閣僚会議（1999年）以降のFTA・EPAの特徴は、関税・非関税障壁の撤廃にとどまらず、投資・競争・環境・人の移動・新たな分野に関するルール作りが進んだことである。さらにEUやNAFTAといった近隣の国だけでなく、近接しない国・地域間で結ばれることが多くなっている。これは経済的に重要な国・地域へのアクセスにあたって有利な条件確保、自国の雇用増加、協定がないことによる不利益の回避といった要因が考えられる。

日本はWTO交渉を基本としてきたが、多くの先進資本主義国が急速にFTA・EPA交渉に傾斜する過程で、FTA・EPA交渉を進めている（表1を参照）。

TPP参加問題も日本の通商交渉におけるWTOからFTAへの軸心の移動によって表面化してきた。TPPは、そもそも、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4ヶ国が参加する自由貿易協定であり、2006年5月に発効した。その協定内容は表2の通りである。締約国が開放的な小国であり貿易投資への依存の高い国により構成、APECのFTA協定を意図、包括的で100%自由化を実現しようとする自由化度の高い協定、原産地規則が他の東アジアのFTA基準よりも厳しい、投資の自由化規定がない、一部運用に柔軟な面といった特徴がある¹⁹⁾。

TPPの発効後、2008年3月から投資と金融サービス交渉が開始された。この時、アメリカはまず投資、金融サービス分野の交渉に参加を表明し、2008年9月にはシュワブUSTR代表が全分野への参加を表明し、さらに、2009年11月に

表1 日本の経済連携協定の締結交渉状況

(2011年9月末現在)

	相手国・地域	締結・交渉状況	発効
締結済み (12カ国・1地域)	シンガポール	2002年1月13日	2002年11月30日
	メキシコ	2004年9月17日	2005年4月1日
	マレーシア	2005年12月13日	2006年7月13日
	チリ	2007年3月27日	2006年9月3日
	タイ	2007年4月3日	2007年11月1日
	インドネシア	2007年8月20日	2008年7月1日
	ブルネイ	2007年6月18日	2008年7月31日
	フィリピン	2006年9月9日	2008年12月11日
	ASEAN	2008年4月14日	2008年12月1日
	ベトナム	2008年12月25日	2009年10月1日
	スイス	2009年2月19日	2009年9月1日
	インド ペルー	2011年2月16日 2010年5月31日	2011年8月1日
交渉中 (2カ国・1地域)	湾岸協力理事会 (GOC)	2006年 FTA 交渉を正式発表 (4/6)。 2009年第4回非公式中間合 合 (3/29-31)。	
	韓国	2003年首脳会議で FTA 締結 交渉開始で一致。第1回交渉 (12/22)。 2010年日韓経済連携協定締 結交渉再開に向けた第2回局 長級事前協議が開催 (9/16)。	
	オーストラ リア	2006年首脳間電話会談で EPA 交渉開始合意 (12/12)。 2011年第12回交渉 (2/7-10)。	
共同研究中 (2カ国・1地域)	日中韓 FTA	2010年第1回産官学共同研 究会合 (5/6-7)。 2011年第5回会合 (6/27-28)。	
	モンゴル	2010年第1回官民共同研究 会合 (6/24-25)。第2回会合 (11/4-5)。	
	カナダ	2011年日加 EPA の可能性に 関する第1回共同研究会合 (3/14-18)。第3回会合 (7/11- 14)。	

(原資料) 外務省HPより作成。

(出所) 奥和義 [2012]、246ページ。

表2 TPPの構成

前文		第12章	サービス貿易
第1章	設立条項	第13章	一時的入国
第2章	定義	第14章	透明性
第3章	物品の貿易	第15章	紛争解決
第4章	原産地規則	第16章	戦略的連携
第5章	税関手続き	第17章	行政および制度条項
第6章	貿易救済措置	第18章	一般条項
第7章	衛生植物検疫措置	第19章	一般例外
第8章	貿易の技術的障害	第20章	最終規定
第9章	競争政策		環境協力協定
第10章	知的財産		労働協力に関する覚書
第11章	政府調達		その他

(原資料) TPP

(出所) 石川幸一 [2010]、65ページ。

オバマ大統領が広範な加盟国と高いレベルの地域協定をつくるために環太平洋経済連携に関与すると表明し、同月カーク USTR 代表は公式交渉に参加すると述べた²⁰⁾。アメリカ国内では、繊維業界が反対、酪農業界がニュージーランドが加盟している点で反対を明確にしている以外は、大企業、ビジネス界は好意的である。というのも、TPP 参加によって、アメリカが東アジア地域の経済連携から排除されず、二国間の FTA ではアクセス不可能であった市場にアクセスできることが期待されているからである²¹⁾。このようにアメリカが国内的に一部反対があるにも関わらず TPP に積極的に関与しているのは、アメリカの安全保障上のアジアシフトでもある。これは、『フォーリン・アフェアーズ・リポート』2012年5月号中のロバート・ホームッツ米国務次官補（経済成長およびエネルギー・環境担当）とフランス国際関係研究所会長ティエリ・ド・モンブリアルの対談で、ロバート・ホームッツの以下の発言に明確に示されている。

「アメリカ政府は TPP を何とか実現したいと考えている。ヨーロッパとアメリカは数多くの制度的つながりを持っている。……（中略：筆者による）……大西洋関係にはこのように数多くのつながりがあるが、アジア諸国との間には、それほど多くの制度的つながりは存在しない。……（中略：筆者による）……

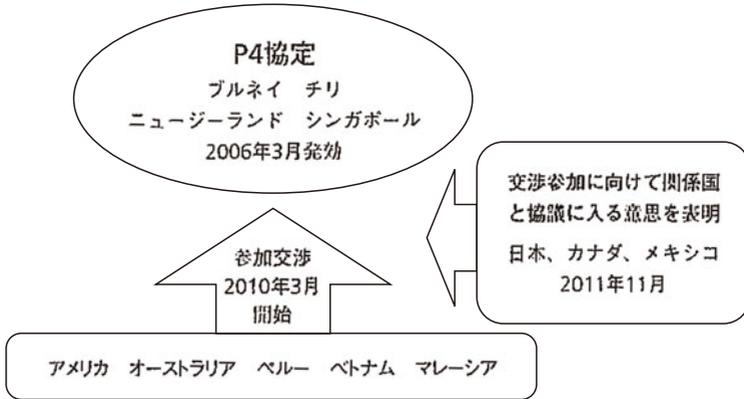


図3 TPP交渉の構図
(出所) 石田信隆 [2012]、8 ページ。

TPPのことを、アメリカの東アジアへのコミットメントを示すシンボルにしたいとわれわれは考えている。TPPは経済的重要性だけでなく、政治的な意味合いも持っている。さらに、TPPを通じて、21世紀型の国有企業、知的所有権保護、労働者の権利その他の概念を形作りたいと考えている。」²²⁾。

アメリカ以外にもマレーシア、オーストラリア、ペルー、ベトナムがTPP交渉に参加し、当初加盟していた4カ国を加えて現在はのべ9ヶ国が交渉中である。第1回(10年3月)、第2回(6月)はマレーシアを除く8カ国、第3回(10月)からが9カ国になっており、日本を含めてさらに3カ国が交渉入りを検討中である。(図3を参照)

TPPはFTAの1つである。FTAが広がりを見せるということは、WTOに変わる新たな貿易ルール作りの機能を果たすことが期待できるが、世界貿易ルールのガバナンスを分権化し、世界共通ルールのガバナンスを不明確にする可能性がある。若杉隆平によれば、これは、2つの経路により解消可能とされる。「関係当時国間に結ばれているRTA合意をWTOに整合的なものに拡張してゆくことが一つのパスであり、もう一つのパスは、当事国が自律的(Unilateral)

にグローバルなルールに適合するように貿易を自由化し、国内ルールを整備することである」とされる²³⁾。若杉隆平は、世界貿易の構造変化に着目してそのような主張をしており、その点では首肯できる。しかし、RTA（Regional Trade Agreement：地域貿易協定）が今後世界の多くの国を取り込むかどうかは必ずしも明らかでない。世界貿易の発展、世界貿易拡大の中心は、工業製品貿易であり、輸送費の低減、ICT革命などによる企業の工程間分業の広がりが、それを支えたのである。FTAに積極的な国であっても、農業あるいは医療といった宇沢弘文のいう「社会的共通資本」に関わる分野については、完全に自由化しているとは言えないのである²⁴⁾WTOが世界貿易ガバナンスのアンカーとして機能するのは当面間違いないが、FTAが世界のあちこちで結ばれることによって世界貿易のガバナンスは分権化する可能性も含んでいる。

日本がTPPに参加することは、日米自由貿易協定の締結することを意味する²⁵⁾。アメリカとの交渉は、福田竜一〔2010〕が示しているとおおり、アメリカとの利益団体と交渉することに他ならず、日本で楽観的な論者の言うような交渉にはならないであろう²⁶⁾。移民によって人工的に作り上げられているアメリカが遠い将来の世界政府への雛形になるのかもしれないが、現在の世界経済の構成単位は国民国家であり、貿易の単位も国民国家である。工業製品を製造する企業にとっては、国民国家の持つ意味が希薄化しFTAの推進力になっている。それは、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著〔2012〕所収のいくつかの論文が明らかにしているとおおりである。そして、その活動が工業製品の価格低下と質的向上を実現し、国民一人一人の物質的生活水準を上昇させてきたのは間違いない。しかし、農業、医療といった「社会共通資本」がそのような制度になじむか否かについては、宇沢弘文・鴨下重彦〔2010〕が示しているように、なお議論が必要であろう。

世界貿易のガバナンスのアンカーはWTOであり、TPPに代表されるようなFTA交渉は、あくまでもその補完的なものである。現在、TPP交渉は予定通りに進行していない。それについては、TPP交渉の内容がオープンにされてい

ためであるとして、透明性の確保を求める声も強い²⁷⁾。この指摘は、当然のことである。筆者は、自由貿易による貿易利益を否定するものでないが、民族、文化など個々に異なる国民国家が貿易の基礎単位であることを考えたときに、国民国家独自の「社会共通資本」を保持しながら、国際分業による交換の利益を追求するというのを忘れられてはならないと考えている。

注

- 1) 筆者のみるかぎり、日本においてTPPを取り扱った文献は、TPP自体の紹介、自由貿易論の立場からする推進論、TPP参加による日本の巨大企業にとってのメリットの強調、農業保護の観点からする慎重論、アメリカの戦略に組み込まれることへの是非、経済効果の測定などを中心にあり、それらについては、奥和義 [2011b] の引用参考文献で基本的なものは網羅した。本稿ではそれ以降に目にした文献を文献リストで追加している。また、世界貿易のガバナンスの観点から自由貿易協定に言及した論稿としては、若杉隆平 [2012] がある。
- 2) 資本主義システムの理解については、周知のように、多くの論争が存在してきたが、ここでは、岩井克人 [2003] を援用した奥和義 [2012] の (i) ~ (ii) ページの理解による。
- 3) ロストウヤクチンスキーの推計によれば、世界貿易数量は19世紀の間に約30倍になっている。宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編 [1981] 11ページ、参照。
- 4) 本山美彦「多角的貿易の型の発展」League of Nations (Hilgert, F.) [1945]・山口和男・吾郷健二・本山美彦訳 [1979] 所収を参照。また、Imlah, A. H. [1958]、pp.72-75。
- 5) また貿易に関連する交通、運輸、通信分野においてさまざまな整備や技術革新がなされたことも重要であった。スエズ運河が1869年に開通しロンドン・ボンベイ間は従来に比べて輸送時間が約40%短縮され、大量輸送を可能にする蒸気船の登場によって急激な運賃の低落が実現した。この交通・運輸手段の改善の背景には、鉄道・造船に鉄鋼の使用を可能にする大量製鋼の実現、アルゼンチンからの食肉の移動を可能にする冷蔵冷凍技術の発展といった技術革新が存在している。さらに、電気通信網の発達により世界的な商品市場が成立し、地域毎の商品相場の格差が縮小した。これによって商品取引の安定性がより保証された。現代の輸送技術革新、情報通信技術革新がみられたのである。西川俊作・山本有造編 [1990]、91ページ。
- 6) 羽鳥敬彦編著 [1999] 6ページ。
- 7) 羽鳥敬彦編著 [1992] 19-20ページ。
- 8) 「自由」とは、自由貿易のことであり、関税引き下げ、非関税障壁の撤廃などをさす。「無

- 差別」とは、特定の国を差別したり優遇したりしないで、すべての国に対して同じような通商政策を行おうとするもので、最恵国待遇を無条件に与えることも表現される。「互恵」とは、互譲の精神による相互主義のことであり、「多角」とは、1930年代に見られたような貿易を二国間、あるいは特定のグループ間だけで完結させるような体制にしないということ。
- 9) GATTは、二国間交渉でなく多角的交渉の機能をもっていたために、世界全体の同時的関税引き下げについて効果的であった。GATTでは過去8回にわたって大規模な関税交渉が行われた。さらに、GATTの「最恵国待遇の原則」によって、ある二カ国で成立した関税引き下げの合意は、他のすべてのメンバー国に適用されたから、これは結果的に世界経済全体の関税率引き下げを促進したとみなされる。このようなことが世界貿易額を急速に拡大するのに貢献したと考えられる。通商産業省『通商白書』（平成6年版）89ページ、も参照。
 - 10) GATT24条による。この無差別という原則は、その後のECの発展といった地域主義の台頭によって形骸化の道を歩むことになり、ここ数年のFTA、EPAの世界的な広がりによって、有名無実化している。
 - 11) WTOそのものについては、その公式HPで各種の情報が公開されている。邦語文献では、津久井茂充 [1997]、田村次朗 [2006]、また『不公正貿易報告書』各年版、を参照。
 - 12) 小宮隆太郎・横堀恵一・中田哲雄編 [1990]、193～194ページ。
 - 13) 1988年包括通商・競争力法：The Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988の第1302条と第1303条で、通商代表部に強大な権限を与え、報復主義を課した。これは当然GATTの相互主義に反する。
 - 14) 奥和義他著 [2012]、第2章を参照。
 - 15) またGATT体制の下では各加盟国は締約時に存在した国内法を優先することが許されたが、WTO体制の下では各加盟国はWTO諸協定にあわせる方向で国内法を改正する義務を生じることになった。モノの分野での規律の強化とルールの適用が発展途上国にも及ぶということになること、そして、サービス貿易、知的財産権といったモノ以外のルールづくりができたこと、貿易関連投資措置という直接投資に関わる分野にも新しくルールができたことにある。
 - 16) 2008年9月のいわゆるリーマン・ショックによる世界貿易の縮小、保護主義の勃興に対抗して、WTOは多国間での保護主義の監視機能を発揮したのであった。『日本経済新聞』2009年1月27日付け、「経済教室—WTOの監視機能強めよ」（若杉隆平）による。
 - 17) 奥和義他著 [2012]、68ページ。
 - 18) JETRO「WTO/FTA Column」による。
 - 19) 石川幸一 [2010] 65ページ。

- 20) 石川幸一 [2010] 72ページ。
- 21) 佐々木高成 [2009b]、176～177ページ。
- 22) 『フォーリン・アフェアーズ・レポート』2012年5月号、76～77ページ、また石田信隆 [2012] でも、アメリカがTPPに熱心な理由として次の3点を上げている。第1にアメリカのアジア重視戦略、第2に輸出拡大、第3に日本の加入による市場規模の拡大である(石田信隆 [2012] 9～10ページ)。
- 23) 若杉隆平 [2012] 5ページ。
- 24) 完全な自由貿易を行っているのは、シンガポールのような特殊な都市国家のみであり、通常の国民国家は、「社会的共通資本」部分の自由化を認めてはいない。韓米自由貿易協定は、韓国側のそれに踏み込んだきわめて大胆なものと考えられるが、それが現在韓国内に大きな混乱をもたらしている。韓米FTAの解説については、ジェトロ編(長島忠之・林道郎) [2008] を参照。そして、それが含んでいる問題点は、宋基昊(ソン・キホ)(キン・テッシュ、カン・キョング訳) [2012] を参照。
- 25) 『フォーリンアフェアーズ・レポート』2012年7月号、31ページ。
- 26) 福田竜一 [2010] では、アメリカとのFTA交渉を経験した当事者のインタビュー記事の引用に続けて、「こうしたエピソードは、アメリカとのFTA交渉では交渉相手としてのUSTRよりも、むしろその背後にある各農業関係利益団体やその意を汲んだ議会への対策の重要性の高さを証するものである」と記している。福田竜一 [2010] 126ページ。
- 27) B.ゴードン「何がTPPの進展を阻んでいるのか」『フォーリン・アフェアーズ・レポート』2012年7月号。

引用・参考文献一覧

- 藤田昌久・若杉隆平編著 [2011] 『グローバル化と国際経済戦略』日本評論社。
- 福田竜一 [2010] 『貿易交渉の多層化と農産物貿易問題』社団法人 農山漁村文化協会。
- B.ゴードン [2012] 「何がTPPの進展を阻んでいるのか」『フォーリン・アフェアーズ・レポート』2012年7月号。
- 羽鳥敬彦編著 [1992] 『激動期の国際経済』世界思想社。
- 羽鳥敬彦編著 [1999] 『グローバル経済』世界思想社。
- ロバート・ホーマッツ、ティエリ・ド・モンブリアル [2012] 「経済・貿易の世紀と伝統的外交の終わり—TPP、知的所有権、NGO」『フォーリン・アフェアーズ・レポート』2012年5月号。
- Imlah, A. H. [1958], *Economic Elements in the Pax Britannica*, Russel and Russel.
- 石川幸一 [2010] 「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要と意義」『季刊 国際貿易と投資』(国際貿易投資研究所) 81号(ただし、<http://www.iti.or.jp/kikan81/81ishikawa.pdf>)

2012年12月20日閲覧による）。

石田信隆 [2011] 『TPPを考える — 「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる —』家の光協会。

石田信隆 [2012] 『見えてきたTPPの正体 — 迫りくる脅威とこれからの日本の選択 —』家の光協会。

岩井克人 [2003] 『会社はこれからどうなるのか』平凡社。

Jackson, John. H., *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations*, The MIT Press、ジャクソン、ジョン・H [1990] (邦訳、松下満雄監訳 [1990] 『世界貿易機構 — ガット体制を再構築する』東洋経済新報社。

ジェトロ編 (長島忠之・林道郎) [2008] 『韓米FTAを読む』(海外調査シリーズNo.375) ジェトロ。

河音琢郎・藤木剛康編著 [2008] 『G・W・ブッシュ政権の経済政策』ミネルヴァ書房。

小宮隆太郎・横堀恵一・中田哲雄編 [1990] 『世界貿易体制 — ウルグアイ・ラウンドと通商政策』東洋経済新報社。

宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編 [1981] 『近代国際経済要覧』東京大学出版会。

本山美彦「多角的貿易の型の発展」League of Nations (Hilgert, F.) [1945]・山口和男・吾郷健二・本山美彦訳 [1979] 『工業化の世界史』ミネルヴァ書房。

中川治生 [1993、1994] 「米国議会と通商法及びガット」1～5 『貿易と関税』第41巻第9号～第12号、第42巻第1号、1993年9月～12月、1994年1月。

西川俊作・山本有造編 [1990] 『産業化の時代 下』(日本経済史5) 岩波書店。

奥和義 [2011a] 「現代日本の通商政策 — TPPを中心に — (1)」関西大学『経済論集』61巻1号。

奥和義 [2011b] 「現代日本の通商政策 — TPPを中心に — (2)」関西大学『経済論集』61巻2号。

奥和義 [2012] 『日本貿易の発展と構造』関西大学出版会。

奥和義・岩本武和・河崎信樹・金早雪・星野郁 [2012] 『グローバル・エコノミー』第3版、有斐閣。

佐々木高成 [2009a] 「米国のアジア政策：その重要要因とオバマ政権における変化の方向性」『季刊 国際貿易と投資』(国際貿易投資研究所) 75号 (ただし、<http://www.iti.or.jp/kikan75/75sasaki.pdf> 2010年12月20日閲覧による)。

佐々木高成 [2009b] 「オバマ政権の通商政策：ドーハラウンド・FTA政策の展望」『季刊 国際貿易と投資』(国際貿易投資研究所) 76号 (ただし、<http://www.iti.or.jp/kikan76/76sasaki.pdf> 2010年12月20日閲覧による)。

- 宋基昊 (ソン・キホ) (キン・テッシュ、カン・キョング訳) [2012] 『恐怖の契約 米韓FTA — TPPで日本もこうなる —』 農山漁村文化協会。
- 杉本昭七・藤原貞雄編 [1992] 『日本貿易読本』 東洋経済新報社。
- 社団法人 農山漁村文化協会編 [2010] 『TPP反対の大義』 (農文協ブックレット) 社団法人 農山漁村文化協会。
- 社団法人 農山漁村文化協会編 [2011] 『TPPと日本の論点』 (農文協ブックレット2) 社団法人 農山漁村文化協会。
- 社団法人 日本貿易会 [2011] 『日本貿易の現状 2011』 No.36、社団法人 日本貿易会。
- 高瀬保編 [1995] 『増補 ガットとウルグアイ・ラウンド』 東洋経済新報社。
- 田村次朗 [2006] 『WTOガイドブック』 (増補版) 弘文堂。
- E・トッド著、石崎晴己編 [2010] 『自由貿易は、民主主義を減ぼす』 藤原書店。
- E・トッドほか [2011] 『自由貿易という幻想』 藤原書店。
- 筑紫勝磨編著 [1994] 『ウルグアイ・ラウンド—GATTからWTOへ—』 日本関税協会。
- 津久井茂充 [1993] 『ガットの全貌 (コンメンタール・ガット)』 日本関税協会。
- 津久井茂充 [1997] 『WTOとガット—コンメンタール・ガット1994』 日本関税協会。
- 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著 [2012] 『日本のTPP戦略—課題と展望—』 文真堂。
- 浦田秀次郎 [2012] 「アジア太平洋地域の新たな通商秩序と日本」 日本国際経済学会編 [2012] 『岐路に立つ日本の通商戦略：新たな開国への道筋』 (『国際経済』 第63巻 (日本国際経済学会研究年報2012) 日本国際経済学会。
- 浦田秀次郎・財務省財務総合政策研究所 [2009] 『グローバル化と日本経済』 勁草書房。
- 宇沢弘文 [2010] 「TPPは社会的共通資本を破壊する」 社団法人 農山漁村文化協会編 [2010] 『TPP反対の大義』 (農文協ブックレット) 社団法人 農山漁村文化協会。
- 宇沢弘文・鴨下重彦 [2010] 『社会的共通資本としての医療』 東京大学出版会。
- 若杉隆平 [2012] 「世界貿易の新たなガバナンス」 日本貿易学会編 [2012] 『日本貿易学会誌』 第49号、日本貿易会。
- 渡邊頼純 [2011] 『GATT・WTO体制と日本—国際貿易の政治的構造』 (増補版) 北樹出版。
- 吉岡昭彦 [1981] 『近代イギリス経済史』 岩波書店。
- 『2010米国経済白書』 (『週刊 エコノミスト』 臨時増刊) 2010年5月24日号。
- 『読売クオーターリー』 (特集TPP (環太平洋経済連携協定)) 通巻第17号、2011年春号、読売新聞東京本社調査研究部、2011年4月28日。
- 経済産業省編『通商白書』 各年版。
- 経済産業省編『不公正貿易報告書』 各年版。
- 外務省「北米自由貿易協定の概要」ただし、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/>

世界貿易ガバナンスの変遷と日本のTPP参加（奥）

nafta.html.

外務省「米州自由貿易地域（FTAA）概要」による。ただし、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/ftaa/gaiyo.html>.

内閣官房「包括的経済連携に関する検討状況」平成22年10月27日、2ページによる。ただし、<http://sv1.npu.go.jp/date/pdf/20101027/siryoul.pdf>.

IMF [1997], *World Economic Outlook*, May, 1997.

JETRO「WTO/FTA Column」2010年1月20日、ただし、<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/column/pdf/055.pdf>.

外務省のHP：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>.

経済産業省のHP：<http://www.meti.go.jp/index.html>.

WTOのHP：http://www.wto.org/english/thewto_e/thewto_e.htm.